

## 秋田県告示第264号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定に基づき、登録販売者試験を次により実施する。

平成26年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時  
平成26年8月27日（水）午前10時30分から午後4時まで
- (2) 場所  
秋田市中通二丁目6番1号 秋田ビューホテル  
(収容人数等の都合により、上記以外の場所で試験を実施することもあるが、その場合は別途連絡する。)

### 2 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

### 3 試験方法

筆記試験とし、マークシート方式とする。

### 4 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者
- (4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
- (5) 4年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると都道府県知事が認めた者  
ただし、(4)及び(5)の実務経験については、平成21年5月31日以前に薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業若しくは配置販売業において行った実務経験並びに既存一般販売業者、既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者において行った実務経験を含む。

### 5 受験申込みに必要な書類

- (1) 登録販売者試験受験申請書 2部
- (2) 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの） 1部
- (3) 写真（出願6か月以内に撮影した横3.5cm、縦4.5cm上半身・無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚
- (4) 実務経験を証明する書類  
※（4）の様式等、平成26年度秋田県登録販売者試験受験案内により詳細を確認すること。  
なお、平成25年度秋田県登録販売者試験の受験者は、一部書類を省略することができる。

### 6 受験申請手数料

- (1) 額  
17,600円
- (2) 納付方法  
受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

### 7 受験申請書の受付期間及び場所等

- (1) 受付期間  
平成26年6月2日（月）から同月30日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日及び日曜日を除く。）郵送による場合は、平成26年6月30日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 受付場所  
住所地を所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。なお、秋田市の居住者は秋田市保健所とする。

秋田県外に住所地を有する者で、郵送により申請する場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課あて書留郵便をもって送付すること。

(3) 受験票の送付

出願者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票を送付する。平成26年8月11日（月）までに受験票が到着しない場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課に問い合わせること。

8 合格発表

平成26年9月29日（月）午前9時に秋田県庁及び各保健所の掲示板に、受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

9 受験申請書等の入手方法

(1) 最寄りの保健所

(2) 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)

(3) 郵送による請求

秋田県外に住所地を有する者で、(1)、(2)の方法により難しい場合は、郵送により秋田県健康福祉部医務薬事課あて（郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号）に「登録販売者試験受験申請書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名、住所及び郵送に必要な切手（参考：1部郵送の場合、定形郵便は92円分、定形外郵便は120円分が必要）を貼った返信用封筒を同封すること。

10 試験についての問合せ先

秋田県健康福祉部医務薬事課 秋田市山王四丁目1番1号 電話018-860-1407

11 受験申請書等についての問合せ先

| 名称      | 所在地                | 電話           |
|---------|--------------------|--------------|
| 大館保健所   | 大館市十二所字平内新田237番地の1 | 0186-52-3952 |
| 北秋田保健所  | 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1   | 0186-62-1166 |
| 能代保健所   | 能代市御指南町1番10号       | 0185-52-4333 |
| 秋田中央保健所 | 潟上市昭和乱橋字古開172番1    | 018-855-5170 |
| 秋田市保健所  | 秋田市八橋南一丁目8番3号      | 018-883-1170 |
| 由利本荘保健所 | 由利本荘市字水林408番地      | 0184-22-4122 |
| 大仙保健所   | 大仙市大曲上栄町13番62号     | 0187-63-3404 |
| 横手保健所   | 横手市旭川一丁目3番46号      | 0182-32-4006 |
| 湯沢保健所   | 湯沢市千石町二丁目1番10号     | 0183-73-6155 |

12 試験結果の開示

試験の結果については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証又は旅券等）を持参し、午前9時から午後5時までの間に下表の開示場所に直接請求すること。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

| 開示請求できる人 | 開示内容           | 開示受付期間       | 開示場所             |
|----------|----------------|--------------|------------------|
| 受験者      | 各試験項目の得点及び総合得点 | 合格発表の日から1か月間 | 秋田県庁2階<br>医務薬事課内 |

なお、上記期間経過後は、秋田県個人情報保護条例第15条の規定により、文書により開示の請求をすること。